

— わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から —

# 簡易耐震診断推進事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象です

予算額に達し次第  
終了します

- 住宅所有者の申し込みに応じて、簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行います。
- 耐震性の評価や改善のポイントなどをまとめた簡易耐震診断の報告書をお渡します。

## 簡易耐震診断をお申し込みください

- |         |   |
|---------|---|
| ①条件確認   | プレファブ住宅、ツーバイフォー住宅など対象とならない住宅があります。<br>平成17年6月以降に増築（建て増し）された住宅も対象となりません。 |
| ②申し込み   | 住宅の建築時期がわかる書類と付近見取図を添えて申込書をご提出ください。                                     |
| ③申込者負担金 | 木造戸建住宅の場合、3,150円です。（診断後にお送りする納付書で納付）                                    |

## 市が診断員を派遣します

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| ①現地調査 | 診断員が住宅に伺い、建物の形や壁の配置、基礎部分などを調査します。 |
| ②診断結果 | 木造戸建住宅の場合、耐震性は「評点」で示されます。         |

### 評点

$$= \frac{\text{壁の量・配置、筋かいの有・無から決まる数値}}{\text{地盤・基礎の状況、建物の形、老朽度から決まる数値}}$$

0.7 未満	1.0未満 0.7以上	1.5未満 1.0以上	1.5 以上
危険	やや危険	一応安全	安全

※主に外観調査による簡易な耐震診断で、耐震改修計画の策定や工事見積書の作成まで含みませんが、今後のお住まいの耐震化に向けて、必要な費用の1割の負担で耐震性の現状を知ることができます。

## 評点が低い場合は耐震改修工事をご検討ください

【簡易耐震診断のお申し込み窓口・お問い合わせ先】  
市役所本庁舎 北館5階 建築指導課  
電話：06-6489-6647 FAX：06-6489-6597  
※電話・FAXでのお申し込みはできません。

尼崎市